

**山梨県障害者幸住条例の改正に関する
報告書
(案)**

平成27年8月

山梨県障害者幸住条例改正検討委員会

目次

1 はじめに

2 条例制定時の背景及び効果

3 条例を見直す必要性

- (1) 障害福祉に係る各法令等の整備
- (2) 基本的な考え方の転換

4 検討経過

- (1) 検討委員会の設置
- (2) 検討委員会の検討経過
- (3) 障害のある者やその家族の現状の把握

5 改正後の条例の基本事項

- (1) 条例の基本的な考え
- (2) 条例の位置付け
- (3) 条例の役割

6 改正後の条例の内容

- (1) 名称
- (2) 前文
- (3) 総則
- (4) 障害者の福祉の推進
- (5) 福祉のまちづくり
- (6) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止
- (7) 社会的障壁を除去するための合理的な配慮
- (8) 障害者差別の解消の取組
- (9) その他

7 おわりに

この報告書は、山梨県（以下「県」という。）が山梨県障害者幸住条例（以下「条例」という。）を改正するに当たり、山梨県障害者幸住条例改正検討委員会（以下「検討委員会」という。）にて協議・検討した事項について、報告書としてまとめ、県に対して提言するものである。

1 はじめに

県が実施した障害を理由とする差別に関するアンケート結果からも分かるとおり、障害や障害のある者に対する誤解や偏見が存在すること、障害等に関する理解不足により合理的配慮が提供されていないことで、障害のある者やその家族が様々な暮らしにくさを感じながら地域で生活している実態がある。

このことから、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）を実現するためには、県民一人ひとりの意識が変わり、それぞれの立場で何ができるかを真剣に考え、障害のある者と一緒になって様々な事項に取り組んでいくことが重要である。

改正後の条例が、県民の意識を変えるきっかけとなり、共生社会の実現に向けた議論や具体的な取組がさらに広がっていくことを期待する。

2 条例制定時の背景及び効果

国際連合は、昭和56年を国際障害者年と定め、障害者の社会への「完全参加と平等」をテーマに掲げて全世界に行動することを呼びかけた。

具体的には、昭和58年から平成4年までの期間を「国連・障害者の十年」、平成5年から平成15年までの期間を「アジア太平洋障害者の十年」と定め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて、継続的に障害者施策が進められた。

このように、障害者に関する施策を進めるとともに、社会環境の整備改善を積極的に進める社会的気運が高まる中で、さらに県民の福祉意識を高め、障害者の自立と社会参加を促進する生活環境等の整備の充実を図るため、県において平成5年に条例が制定された。

条例は、障害者の自立と社会参加の促進を目標とし、障害者の社会参加を困難にしている次の4つの壁の解消を図ってきた。

- a 人々の心の中にある障害者に対する差別意識の壁
- b 建物、道路、交通機関などの物理的な壁
- c 障害者の社会活動を困難にしている制度や仕組みの壁
- d 情報を伝達する手段の不足による文化の壁

特に、条例の柱である「福祉のまちづくり」は、建物等の物理的な壁を解消するため、特定施設（福祉的配慮を必要とする施設等）に該当する建物等を新築や増築などする際に、施工主に整備内容が分かる書類を提出させ、また、整備基準（福祉的配慮の基準）に適合した建物等には適合証を交付するという取組を進めるなど、障害者だけでなく誰もが利用しやすい建物等の増加に大きな効果があったと認められる。

適合証：福祉のまちづくりの整備基準を満たしている建物等であることが分かる証

3 条例を見直す必要性

(1) 障害福祉に係る各法令等の整備

平成18年12月に国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択されて以降、障害者の人権や基本的自由の確保など障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するため、国では障害福祉に係る法律の整備が進められた。そして、平成25年6月の障害者差別解消法の制定により法律の整備に区切りが付き、翌年1月に条約を批准した。このことから、条例の内容について、これまでの各法令改正を踏まえたものに見直す必要がある。

条例施行後の主な法令等の動き

年月	施行法律	主な概要
平成17年 4月	発達障害者支援法	発達障害の定義と発達障害への理解の促進、発達障害者支援センターの設置 等
平成18年 4月	障害者自立支援法	就労支援の強化、「障害程度区分」によるサービス基準の明確化 等
平成18年 6月	バリアフリー新法	高齢者や障害者等の移動の円滑化 等
平成18年 12月	障害者の権利に関する条約の国連採択	
平成23年 8月	改正障害者基本法	難病に起因する障害の整理、障害者に対する差別の禁止、雇用促進 等

年月	施行法律	主な概要
平成24年 10月	障害者虐待防止法	国などに障害者虐待の防止等のための責務を課す 等
平成25年 4月	障害者総合支援法	障害者サービスの一元化、公平なサービス利用、国の財政責任の明確化 等
平成25年 6月	障害者差別解消法	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止 等
平成26年 1月	障害者の権利に関する条約批准	

(2) 基本的な考え方の転換

条例は、障害のある者の自立と社会参加を推進し、もって障害のある者が生きがいを持って幸せに暮らすことができる社会を実現することを目的としており、その意義は、現在でも薄れることはない。しかし、施行から20年余が経過し、法改正も進む中で、障害のある者の自立と社会参加を促進することにとどまらず、障害のある者もない者もお互いに人格と個性を尊重し合いながら生活することができる共生社会の実現が、今の時代においては強く求められている。

4 検討経過

(1) 検討委員会の設置

障害のある者やその家族が、地域で生活する上での様々な暮らしにくさや障害を理由とする差別の実態を踏まえた上で、共生社会を実現するために実効性のある内容に条例を見直すためには、行政だけの視点で進めるのではなく、障害当事者や学識経験者、事業者など様々な視点から意見を取り入れることが重要である。

このことから、障害当事者として障害者団体の代表者をはじめ、福祉、医療、教育、経済、労働、学識者、市町村等の様々な立場の者が委員となった検討委員会が平成26年6月に設置された。

委員会設置要領及び委員名簿は別添を参照のこと。

(2) 検討委員会の検討経過

検討委員会は、次の事項を条例改正の「3つの柱」と位置付け、9回にわたり部会や全体会を開催し、条例改正の具体的な内容について検討を重ねてきた。

- ・ 障害者施策の基本的な考え方が「共生社会の実現」に移行していることを踏まえ、条例の骨組みも「共生社会の実現」を軸とした内容に改める。
- ・ 障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の制定等を踏まえ、障害を理由とする差別の禁止及び解消に係る規定を設ける。
- ・ 福祉のまちづくりに係る規定について、特定施設や整備基準を他法令の規定のものと比較・検討し、より効果的に福祉のまちづくりが推進されるよう内容の整理を進める。

検討委員会開催状況

	開催日		検討事項
第1回	平成26年 6月24日	全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正の考え方及び改正の論点 ・ 今後のスケジュール
第2回	平成26年 7月28日	部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に規定する障害者福祉施策 ・ 障害者に対する差別解消の規定
第3回	平成26年 8月26日	部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の構成 ・ 障害者差別解消に係る規定 ・ 障害者差別に係る相談、紛争の防止等の考え方 ・ 総則等の規定に関する考え方
第4回	平成26年 9月30日	全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会における条例改正の検討経過 ・ 障害者団体との意見交換及び先進県における障害者差別解消の取組の調査報告
第5回	平成26年 10月31日	部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別に係る相談、紛争防止等の体制 ・ 福祉のまちづくりの見直しの考え方
第6回	平成26年 11月28日	部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に規定する総則 ・ 条例に規定する障害者福祉施策
第7回	平成27年 2月5日	部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に規定する障害者福祉施策 ・ 福祉のまちづくりの見直し ・ 検討委員会報告書の作成の考え方 <p style="text-align: right;">大雪のため会議はせず意見聴取のみ</p>
第8回	平成27年 7月16日	部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消の取組について ・ 検討委員会報告書（素案）について
第9回	平成27年 8月12日	全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会報告書（案）について

(3) 障害のある者やその家族の現状の把握

条例改正の具体的な検討に入る前に、県内に住んでいる障害のある者やその家族の現況、例えば、障害のある者に対する差別や就労状況

などをしっかりと把握するとともに、検討委員会の委員となっていない他の障害者団体や地域で生活している障害のある者などから広く意見を聴取し、条例改正の検討を進めることが重要である。このことから、県では次の取組が実施された。

- ・ 障害者団体との意見交換（平成26年9月）
- ・ 県政出張トーク（平成26年10月）
- ・ 障害を理由とする差別に関するアンケート調査（平成26年9月）

障害者団体との意見交換実施状況

	日 程	団 体 名
第1回	平成26年 9月8日	山梨県障害者スポーツ協会、山梨県重症心身障害児(者)を守る会、山梨網膜色素変性症患者の会
第2回	平成26年 9月9日	山梨県喉頭摘出者福祉会、日本筋ジストロフィー協会山梨支部、全国パーキンソン病友の会山梨県支部、山梨県腎臓病協議会、全国膠原病友の会山梨県支部、多発性硬化症・視神経脊髄炎山梨県患者会
第3回	平成26年 9月11日	おやラボ、山梨県自閉症協会、山梨LD・発達障害児者の支援を考える会(いちえ会)、山梨県手をつなぐ育成会、日本ダウン症協会山梨県支部、山梨県知的障害者支援協会、山梨県知的障害者相談員連絡協議会
第4回	平成26年 9月16日	山梨県身体障害者連合福祉会、山梨県視覚障害者福祉協会、山梨県聴覚障害者協会、山梨県中途失聴・難聴者協会、山梨県身体障害者運転者会、山梨県肢体不自由児者父母の会連合会、山梨県身体障害者相談員連絡協議会、山梨県精神障害者家族会連合会
第5回	平成26年 9月19日	山梨県障害者福祉協会、変形股関節症の会(NPO法人のぞみ会山梨支部)、山梨車いす生活者の会「ステップアップ」、支え合う会「ピーチ&グレープ」、山梨県精神障害者家族会連合会、山梨県精神障害者社会復帰関係施設連絡会、日本オストミー協会山梨県支部

障害者団体からの意見内容等については、別添「やまなし障害者プラン2015(仮称)の策定及び山梨県障害者幸住条例の改正に係る意見交換会【概要】」を参照のこと。

県政出張トーク実施状況

	日 程	会 場	参加人数
第1回	平成26年 10月14日	南アルプス市健康福祉センター	31名
第2回	平成26年 10月17日	峡南圏域相談支援センター	46名

	日程	会場	参加人数
第3回	平成26年 10月23日	北巨摩合同庁舎	26名
第4回	平成26年 10月25日	富士吉田市民会館	51名
第5回	平成26年 10月26日	山梨市地域交流センター	36名

県政出張トークの内容等については、別添「平成26年度山梨県障害者幸住条例の改正に係る県政出張トーク実施報告概要(速報)」を参照のこと。

障害を理由とする差別に関するアンケート結果概要

質問内容	「はい」の 人数及び割合
あなたは、公共施設(市町村窓口や図書館など)や交通機関(電車、バス、タクシーなど)を利用するときに、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？	62名/165名 【38%】
あなたは、市役所からの通知やイベントへの申込みなど、情報やコミュニケーションに関して、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？	37名/165名 【22%】
あなたは、日常の買い物や、市役所や銀行での事務手続きなど、商品の受け渡しやサービスの享受に関して、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？	43名/165名 【26%】
あなたは、病院での受診や薬の受け渡しなど、医療に関して、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？	43名/165名 【26%】
あなたは、学校を決めるときや学校生活において、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？	56名/165名 【34%】
あなたは、就職するときや職場の労働条件など、仕事や職場において、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？	52名/165名 【31%】
あなたは、学童保育や入通所施設の利用、ヘルパーの申込みなど福祉サービスに関して、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？	38名/165名 【23%】
あなたは、アパートの賃借や公営住宅の申込みなど、不動産取引等に関して、いやなことや配慮が必要だと感じたことがありますか？	15名/165名 【9%】
あなたは、その他のこと(例えば、地域や家族との人間関係など)で、障害を理由として、いやなことや、かなしいと感じたことがありますか？	57名/165名 【35%】

障害のある人への差別に関するアンケート結果については、別添「障害のある人への差別に関するアンケート結果」を参照のこと。

5 改正後の条例の基本事項

(1) 条例の基本的な考え

豊かな自然があり、人情に厚い人々が住み、充実した教育環境が整った日本一暮らしやすい山梨において、障害のある者もない者もお互いの人格と個性を尊重し合い、支え合いながら安心して暮らすことができる共生社会の実現を、改正後の条例は目指すべきである。

このため、誰もが利用しやすい建物等を増やすための福祉のまちづくりを進める取組《建物等のバリアフリー》と、障害や障害のある者に対する県民の心の中の障壁を解消するための取組《心のバリアフリー》を条例における両輪として、積極的に推進する必要がある。

(2) 条例の位置付け

共生社会の実現や障害を理由とする差別の禁止等について、障害者基本法や障害者差別解消法など国の法令では、理念的・総合的な内容を定めている。しかし、共生社会を実現するための障害者施策や障害を理由とする差別の解消については、県の現状にあった内容で条例としてしっかりと規定し、県民総意の中で取組を進めるべきである。

また、障害者差別解消法の国会審議における衆議院・参議院附帯決議において、いわゆる上乗せ・横出しについて妨げるものではないとされていることから、山梨らしい共生社会を実現することを目指し、県の現状に合った取組又は独自の取組を条例に規定する必要がある。

(3) 条例の役割

改正後の条例のもっとも大きな役割は、障害のある者に対する不当な差別的取扱いの禁止についてできるだけ具体的に示し、県民一人ひとりが障害や障害のある者に対する正しい理解、認識を持ち、また、障害のある者と一緒に様々な事項に取り組んでいくことで、共生社会の実現を目指すべきである。このため、改正後の条例は次の事項について具体的な指針となることが求められる。

- a すべての県民が、障害や障害のある者に対する正しい理解や認識を持つこと。
- b 共生社会の実現に向けた具体的な施策を進めること。
- c 障害を理由とする不当な差別的取扱い等について具体的に示すこと。

6 改正後の条例の内容等

(1) 名称

「山梨県障害者幸住条例」という名称は、制定当時の県の総合計画である「幸住県やまなし」と合わせて付けられており、また、一部の有識者には、大変有意義な名称であると賞賛されている。一方、昨今の、特に若い世代の県民に「幸住」という言葉は浸透していないことから、もっと分かりやすい名称を検討する必要があるとの考えもある。

(2) 前文

条例改正に伴い前文を追加することは、前例がなく、また、前文は条例を制定する上で必須の構成要素ではないことから、前文を必ず設置しなければならないものではない。一方、条例が県民一人ひとりの意識等に働きかけていく要素が大きいものであることに鑑みれば、共生社会の実現に向けての決意や思いなどを前文として置く必要があるとの考えもある。

(3) 総則

条例の目的や基本理念等について規定する総則の部分は、条例の精神を県民一人ひとりの意識に働きかけていく要素が大きいものであることに鑑みれば、県民の誰が読んでも分かりやすい書き方や内容にする必要がある。

目的

条例の目的は、障害者権利条約及び障害者基本法の理念を踏まえた上で、共生社会の実現について柱とした内容とするべきである。

定義

条例の定義は、制定当時の解釈のままであり、現在の法令等との整合をとるとともに、障害者基本法の定義を踏まえて改正するべきである。

基本理念

条例の基本理念は、この条例が共生社会の実現を目指すものであることを考えれば、障害のある者もない者も等しく個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること

を前提に、障害者基本法に定める基本理念を条例にも盛り込むべきである。

また、障害のある者が生活の様々な場面で暮らしにくさや障害を理由とする不当な差別的取扱いを受けている要因のひとつとして、県民の障害や障害のある者に関する知識や理解の不足があると考えられる。このため、全ての県民が障害や障害のある者に関する知識と理解を深める努力について、基本理念に山梨の特色として追加するべきである。

関係機関との連携

条例の目指す共生社会の実現を効率的に、かつ、効果的に進めるためには、県が、障害のある者への福祉サービスの提供窓口である市町村や障害者の社会参加を推進する施策を進める組織である山梨県障害者社会参加推進センターなどと連携することは重要である。

このため、関係機関との連携に関する規定を総則に新たに設けるべきである。

(4) 障害者の福祉の推進

共生社会を実現するためには、県民一人ひとりが、障害及び障害のある者に関する正しい理解や認識を持ち、障害のある者となない者との交流の機会をつくっていくとともに、障害のある者の社会参加を積極的に進めることが重要である。また、県は、意見交換やアンケート結果などから判明した障害のある者やその家族の現状を踏まえ、共生社会の実現に向けて重点的に取り組む事項について条例に規定し、積極的に推進するべきである。

《重点的に取り組むべき事項案》

啓発及び交流	医療	教育	雇用及び就労	福祉サービス
公共交通機関	文化芸術活動	円滑な意思疎通	防災	

重点的に取り組むべき事項として規定する福祉施策の考え方

啓発及び交流

- ・ 障害に対する理解及び関心の欠如、障害に関する知識の不足などが原因で、障害のある者への偏見や差別が生じる場合がある。このため、障害に関する理解の促進を図るための広報活動や交流の機会の提供、障害のある者の権利擁護に関する制度の周知などの施策を講じるべきである。

医療

- ・ 障害のある者に対する医療は、障害のある者の心身の状況に応じた適切な医療が提供されることを基本としなければならない。また、ライフステージに照らした一貫性のある対策や社会復帰を図るためのリハビリテーションの充実を図るべきである。

教育

- ・ 障害のある者が生き生きと個性を発揮し、自身の能力や特性を伸ばしていくためには、適切かつ十分な教育や学習の場を用意するとともに、インクルーシブ教育を推進するべきである。
- ・ 障害のある者と障害者でない者の相互理解を促進し、共生社会を実現するためには、県民が障害について正しく理解することが大切であり、幼児の段階から相互に交流し、又は共同学習を進めるべきである。
- ・ 共生社会を実現するため、福祉講話を推進し、子どもたちの障害に関する理解を深め、次代を担う子どもたちの他者を思いやる心を育成するべきである。

雇用及び就労

- ・ 障害のある者が地域で自立した生活を送るためには、就労により経済的な基盤を確保することが望ましい。このため、働く意欲のある障害のある者が自分で職業を選択し、その適性と能力に応じた就労の場を確保できるようにするべきである。
また、障害のある者の雇用を進める上で、大切な職業相談や職業訓練などは障害のある者の個々の特性に配慮したものでなければならない。
- ・ 法で定める障害者雇用率が守られていない現状は憂慮すべき事態であり、障害のある者の雇用に関する事業主等の理解を深めるべきである。
また、障害のある者が就労した後、長く勤めることができるよう、継続就労が担保される職場環境の整備を促進するなど、障害のある者の自立と社会参加を推進するための取組を進めるべきである。

障害福祉サービス

- ・ 障害のある者の地域移行を推進するためには、障害福祉サービスを充実することで、障害のある者が地域において安心して生活することができる環境をつくるべきである。

公共交通機関

- ・ 障害のある者の自立と社会参加を促進するために、自動車を運転しない障害のある者にとって移動手段となる電車やバス、タクシーなど公共交通機関を安全に、かつ、安心して（運賃の助成も含む。）利用できる環境を構築するべきである。

文化芸術活動

- ・ 障害のある者やない者が、地域において共にスポーツやイベント、祭事などに親しむことができる環境を整備することは、相互理解を促進するとともに積極的な社会参加につながるため、推進するべきである。
- ・ 障害のある者の文化芸術活動を支援することで、障害のある者の生きがいを生み、才能を伸ばすとともに、その文化芸術について広く県民に周知することで、相互理解の促進にもつながることから、推進するべきである。

円滑な意思疎通の確保

- ・ 障害の特性等に基づくコミュニケーション手段（手話や要約筆記、点字など）の選択と利用の機会が十分に確保されていないため、地域での生活に支障をきたす障害のある者がいることを踏まえ、障害のある者自身が望むコミュニケーション手段により、情報が取得でき、意思表示ができ、意思疎通を行うことができる環境をつくるべきである。

防災

- ・ 自力避難の困難な障害のある者に対し、防災対策の推進を図ることで、障害のある者が地域において安全に、かつ、安心して生活ができる環境を整備するべきである。

(5)福祉のまちづくり

県では、条例の大きな柱である「福祉のまちづくり」について、規定に基づき的確に対処し、障害のある者の自立と社会参加を促進する生活環境の整備を進めてきた。しかし、条例の制定から20年余りが経過する中で、社会におけるノーマライゼーションの理念は浸透し、建物等のバリアフリーの推進は、平成18年にバリアフリー新法が制定されるなど、他法令等において個別に推進されている状況である。

このため、県は、今回の改正において福祉のまちづくりの取組自体を見直す方向としていた。しかし、県が実施したアンケート結果をみても、県内の建物等のバリアフリー化が十分に進んだとは言いがたく、バリアフリー新法の対象とならない建物については、引き続きバリアフリー化を推進する必要があることから、引き続き条例に福祉のまちづくりの規定を残すべきである。

また、条例で規定する特定施設や整備基準については、他法令の整備対象施設となっているものや、他法令の整備基準が条例を上回っているなど、整理しなければならない部分もあり、国際基準やJIS規格などを参酌しながら見直す必要がある。

(6) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止

平成26年9月から10月にかけて県が実施した、障害者団体との意見交換、県政出張トーク、アンケート結果を見ても、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供は、存在していると言わざるを得ない。

このため、条例においては、県民一人ひとりが障害に対する正しい理解と認識を持ってもらうために必要な普及・啓発活動に注力していくことに加えて、障害者差別解消法との整合を図りつつ、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止について、新たに規定を設けるべきである。

なお、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止規定を設けるに当たっては、県民に対して具体的な内容が分かりやすく伝わるよう、障害のある者やその家族が、地域で生活する上で関わる主な分野ごとに規定するべきである。

《障害のある者やその家族が地域で生活する上で関わる主な分野例》

福祉サービス	医療	商品販売・サービス提供	雇用	教育
建物・公共交通	不動産取引	情報コミュニケーション		

不当な差別的取扱いを禁止する規定の考え方

福祉サービス

【主体】

- ・福祉サービスを提供する者

【禁止内容】

- ・障害のある者が住み慣れた地域で生活するために必要な福祉サービスを提供しないこと、又は福祉サービスの利用を制限し、これに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為
- ・障害のある者の意に反して、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制する行為

【除外内容】

- ・障害のある者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合
- ・障害者総合支援法第5条第16項に規定する相談支援(基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいう。)が行われた場合その他の合理的な理由がある場合

医療

【主体】

- ・ 医師その他の医療従事者

【禁止内容】

- ・ 医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を伏し、その他不利益な取扱いをする行為
- ・ 障害のある者の意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離する行為

【除外内容】

- ・ 障害のある者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合
- ・ 法令に特別の定めがある場合

商品販売・サービス提供

【主体】

- ・ 商品及びサービスの提供を行う者

【禁止内容】

- ・ 商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為

【除外内容】

- ・ 障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合

雇用

【主体】

- ・ 事業主

【禁止内容】

- ・ 応募若しくは採用を拒み、又は条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為
- ・ 賃金、労働時間その他の労働条件について、不利益な取扱いをする行為
- ・ 正当な理由がなく、解雇し、又は退職を強要する行為

【除外内容】

- ・ 本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他合理的な理由がある場合

教育

【主体】

- ・ 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員

【禁止内容】

- ・ 障害のある者及びその保護者に対して、必要な情報提供等を行わないで、又

教育

- は意見を十分に尊重せずに障害のある者が就学すべき学校を決定する行為
- ・ 障害のある者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じない行為

【除外内容】

- ・ 客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合

建物、公共交通

【主体】

- ・ 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者
- ・ 公共交通事業者等

【禁止内容】

- ・ 建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為

【除外内容】

- ・ 建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合
- ・ 当該障害のある者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合

不動産取引

【主体】

- ・ 不動産の売買、交換又は賃貸借その他不動産取引を行おうとする者

【禁止内容】

- ・ 不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為

【除外内容】

- ・ 建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合

情報、コミュニケーション

【主体】

- ・ 多数の者に対して情報の提供を又は発信を行う者及び障害のある者からの意思表示を受けようとする者

【禁止内容】

- ・ 情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為及び意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為

【除外内容】

- ・ 情報を提供すること並びに障害のある者の意思表示を受領することにより他

の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合

(例：障害のある者の求める情報の内容が第三者のプライバシーを侵害するような個人情報に該当する場合など)

- ・ 障害のある者が選択した意思表示の方法によっては、意思表示を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合

(例：聴覚障害者が手話による会話を求めたが、手話が分からず筆談などの他の方法とするよう求めた場合)

(7) 社会的障壁を除去するための合理的な配慮

共生社会を実現するためには、障害のある者の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である。

このため、行政機関や事業者は、障害のある者が、社会的障壁を除去するため合理的配慮の提供を求めたときは、的確な配慮を行うべきである。

また、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、行政機関や事業者は、自ら設置又は管理する施設の整備や、関係職員に対する研修その他必要な環境の整備に、率先して努めることが必要である。

(8) 障害者差別の解消の取組

障害者差別（障害を理由とする不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供）の解消を県民総意のもとに進めるため、次の取組を条例に具体的に規定するべきである。

障害者差別の相談に的確に応じる体制の整備

障害者差別に該当する事案が発生した場合、まず必要となるのが、信頼できる第三者への相談である。

このため、障害者差別について、中立公平な立場から相談に対応できる相談窓口を整備するべきである。更に、差別を受けたと感じる者は、自ら積極的に声を上げにくいことから、自分の住んでいる地域において、気軽に相談できるような相談体制とするべきである。

また、障害者差別、特に合理的配慮の不提供に関する判断は、障害の特性や具体的な場面、状況などに応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであることから、県が、地域の相談体制では解消が困難な難しい事案を支援したり、広域的な事案を調整するなど、重層的な体制を整備するべきである。

障害者差別に関する紛争防止・解決体制の整備

検討委員会では、千葉県や京都府のように、相談で解消できない障害者差別の事案を、県が新たに設置する調整委員会にて調整・あつせんを行い、当該事案の解決を図る取組を検討してきた。

しかし、現時点でも、甲府地方法務局や山梨労働局など紛争防止・解決機関において人権等に関する事案を扱っており、事業者に対して報告を求め、又は助言、指導等を行う仕組みがすでにあること、更に、障害者差別解消法において、事業所を所管する主務大臣の権限が強化されたことから、相手方の理解が得られないなど相談では解消できない事案については、新規の機関を設置して対応するのではなく、こうした既存の制度や権限のある機関を十分に活用することが、時間的にも効果の面でも有効である。

このことから、相談支援では解消できない事案について、相談支援体制から現行の紛争防止・解決機関に速やかに、かつ、的確につながる体制や仕組みを構築すべきである。

具体的な相談支援体制案

(仮称) 障害者差別地域相談員
【想定する人物】 <ul style="list-style-type: none">・身体障害者相談員、知的障害者相談員、市町村職員、基幹相談支援センター職員、精神保健福祉相談員 など
【設置】 <ul style="list-style-type: none">・各市町村単位
【業務】 <ul style="list-style-type: none">・関係者への助言や情報提供等、関係者間の調整・一次的な相談では解消が困難な事案に関して障害者差別解消推進員へのつなぎ
(仮称) 障害者差別解消推進員
【想定する人物】 <ul style="list-style-type: none">・障害福祉の施策や取組等に精通し、公正公平な観点から相談等に対応できる人物
【設置】 <ul style="list-style-type: none">・県単位
【業務】 <ul style="list-style-type: none">・障害者差別地域相談員への指導や助言等。・障害者差別地域相談員との協働調整・相談では解消が困難な事案を紛争防止・解決機関へのつなぎ

障害者差別の事例研究や周知・啓発の取組

障害者差別を解消するために、相談・紛争防止体制を整備するとともに重要なのが、障害者差別の未然防止であり、そのためには障害者差別に関する事例研究や周知（情報共有）啓発活動である。

障害者差別解消法第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を県が設置し、紛争解決に至った事例や合理的配慮の好事例などの分析や共有、障害者差別を解消するための取組などの協議、また、障害者差別の発生を未然に予防するための啓発などを行うことで、県民の障害や障害のある者への理解促進と、障害者差別解消の取組の推進が大きく期待できる。

このことから、県において障害者差別解消法第17条に規定する地域協議会を設置するべきである。

地域協議会の設置案

（仮称）山梨県障害者差別支援地域協議会

【構成機関】

- ・ 現行の主な紛争防止・解決機関
- ・ 障害者当事者（障害者団体代表など）、事業者団体、弁護士 など

【役割】

- ・ 障害者差別の事例の情報共有、提供
- ・ 障害者差別の解消を進めるための取組の協議、提供
- ・ 紛争解決に向けた連携

(9) その他

条例が目指す共生社会の実現に向けて、条例に規定した障害者施策や障害者差別の解消の取組等が、効果的に進められているか、その実効性を確保するための検証機関が必要である。

また、障害者施策の方向性の変化などに迅速に対応できるよう、障害者差別解消法と同様に、見直し規定（条例施行後3年経過した後に見直すなど）を設けるべきである。

7 おわりに

障害者差別解消法が制定され、また、障害を理由とする差別を解消するための条例が、すでに複数の自治体でつくられていて、障害のある者やその家族が地域で当たり前で暮らすことができる社会の実現に向けた取組は、少しずつではあるが進みつつある。

しかし、県内では、障害や障害のある者への誤解や偏見、理解不足などから、障害のある者やその家族が悲しい思いをしたり、生活しづらいのを我慢している現状がある。

このことから、社会全般で、障害のある者が生活の様々な場面で暮らしにくさや障害者差別を受けている要因が「心身のハンディキャップ(医学モデル)」ではなく、その人を取り巻く「社会環境(社会モデル)」であることを認識することが必要である。

また、今は障害のない人も、病気やけが、又は加齢による心身機能の衰えなどにより障害のある者になる可能性もあり、障害のある者が地域で普通に暮らせる共生社会の実現を目指すことは、全ての県民にとって暮らしやすい社会を目指しているという意識が浸透することが望まれる。

改正後の条例が広く県民に浸透し、障害のある者の障害を個性と捉え、障害のある者もない者も共に社会参加を推進し、かつ県民総意で社会的障壁を除去しようとする動きが、障害のある者の身近なところから発生することを期待する。

附属資料

山梨県障害者幸住条例改正検討委員会設置要領

山梨県障害者幸住条例改正検討委員会委員名簿

やまなし障害者プラン2015(仮称)の策定及び山梨県障害者幸住条例の改正に係る意見交換会【概要】

平成26年度 山梨県障害者幸住条例の改正に係る県政出張トーク実施報告概要(速報)

障害のある人への差別に関するアンケート結果